予算特別委員会・総務部/県民生活部審査議事録

〔２０１８年３月９日〕

※これは日本共産党埼玉県議団で作成した議事要旨です

【柳下県議】

新規事業「個人住民税重点市集中支援」について伺います。同事業は所沢県税事務所に、県職員３人と所沢市職員２人で構成されるプロジェクトチームを設置し、２年間で２０００件程度の滞納整理を集中的に行い、短期間で納税率をあげるというものです。これまで、県から３人の職員が所沢市に派遣されてきましたが、これに加えて３人の職員が所沢市の滞納整理にあたるそうです。

初めに伺いますが、なぜ、まず第１番に所沢市が選ばれたのかご説明ください、所沢市が県に対してプロジェクトチームを作ってくださいとお願いしたのか。２点、簡潔にお答えください。

【総務部長】

所沢市や川口市など、収入未済額が多い団体が５市ほどあります。その団体５市で個人県民税全体の半分位が収入未済額となっています。そういった団体につきましては従来から職員などを派遣して重点的に支援をしておりました。

そういった中でも５団体の内、特に４団体には、かなり改善点が見られるまして，努力はされているところですが、なかなか伸びてこない状況がございます。個人県民税の納税率を見ましても所沢が６３団体中、最下位という状況でございます。

こういった中で所沢市から３１年度までに納税率を県の平均以上に上げられるように県の支援を求めたいという要望を２８年度に頂きました。これを受けまして今回のプロジェクトチームの派遣ということになった次第です。

【柳下県議】

収納率が低いということで、これまでも埼玉県は川口市や所沢市に何人もの県職員を送り、テコ入れをしてきました。

その結果どういうことが起こっているか。過酷な取り立てが始まるのです。私たちには涙ながらの相談が次々寄せられています。その多くは「分割納付をまじめに続けてきたのに、ある日突然全額返済せよと言い出す」というものです。滞納者の営業や生活の継続を考えて、市としては分割納付を提案し、滞納者もそれを守って返済をしていたにもかかわらず、突然その合意が打ち切られる。手のひらを返すような徴税方針の転換は許されないと思います。この点について、総務部長の答弁をもとめます。

【総務部長】

プロジェクトチームではこれまで市で完結出来なかった事案を扱うことになります。また市でも県でも滞納整理の手法は変わりません。

今回は一人当たりの受け持ち件数を市で行っていた時よりも少なくするという事でして、事務処理の早期の対応が可能となるものです。滞納者の実情をしっかり把握した上で、その財産や収入があれば、その能力に応じて、納付能力があると判断した場合には、きちんと納税して頂くという事で考えています。

それから調査した結果、例えば所得が増えているのに分納が変わらず、結果的に滞納が減らない分納を行っているケースも見受けられるという事から、納税者に対しては丁寧に対応しまして十分に理解してもらうように努めたいと考えています。

【柳下県議】

年間で１０００件もの滞納整理を５人で行うわけです。１人、２００件、しかも短期間で収納率を大きく向上させるという結果も求められている。その中で、納税者の具体的な実情を把握するとか実情に即した対応をするとか、不可能だと思います。総務部長の答弁を求めます。

【総務部長】

先ほど述べました様に滞納整理の手法は、市でも県でも変わりません。あくまでもしっかり滞納者の実情を把握させて頂いてどういった方法がこの滞納整理をする上で良いのかどうか、しっかりプロジェクトチームで検討していきたいと考えています。

【柳下県議】

昨年の予算特別委員会では、滋賀県の野洲市の「ようこそ滞納してくれました条例」を取り上げました。もう一度紹介しますが、条例では著しい生活困窮状態で徴収の見込みがないと市長が認めた場合は、徴収金を取り立てずに放棄できる。

でも、これでは終わりません。市民相談課と連携して滞納を解決するだけでなく、生活困窮状態から抜け出し納税できるようになるまで支援していくという状況です。ここが野洲市の条例の魂です。

県税事務所の中で、どのように給食費や水道料金や国保税の滞納状況を把握するのか。県職員が県税事務所で、野洲市のようなご支援ができるのか疑問です。

確認しますが、プロジェクトチームは収納率向上を目的としていますが、あくまで、根本的な目的は県民の生活再建ではないんですか。もう一度、総務部長の答弁を求めます。

【総務部長】

生活再建を第一にするかと言うご質問であれば、まず滞納の整理・調査を一番にしたいと考えています。

【柳下県議】

いろいろ、ご説明がありましたが、差し押さえ禁止財産についてお伺いします。国税の徴収法施行令では、差押禁止の基礎となる金額は、世帯当たり月１０万円、二人目からひとり当たり４万５千円を加算した額とされています。１人世帯で１０万円、２人家族で１４万５千円、３人で１９万円が差し押さえ禁止財産です。これについて確認の意味で答弁を求めます。

【総務部長】

それについては十二分に徴税職員は理解していて、それに基づいて実施していきたいと考えています。

【柳下県議】

最後に、プロジェクトにかぎらず、税徴収の全業務について確認しておきたいと思います。差し押さえなど、むりやり強化して、たとえ、一時的には収納率が上がったとしても、県民生活を壊して、その後の安定的な納税は無いと思います。

総務部長、部長は昨年野洲市について「滞納者に対する姿勢ということで評判になっている」「野洲市のような精神性は十分参考になる」このように答弁しています。

ですから市が直接やるべきなんです。野洲市の「税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするというのは本末転倒」、これは行政として当たり前の姿勢だと考えますが、ご答弁をお願いします。

【総務部長】

先ほどの生活困窮者の疑いのある方については、県税事務所に来庁して頂いた際に本人が希望すれば、担当者が自立支援相談等を直接そういったところに連絡していきたいと思っています。しっかりそういった対応が取れるようにしていきたいと思っています。

以上